

住田町下水道事業経営戦略

(特定環境保全公共下水道事業)

平成28年11月

住田町建設課

住田町下水道事業経営戦略

団 体 名	: 住 田 町
事 業 名	: 特定環境保全公共下水道
策 定 日	: 平成 28 年 11 月
計 画 期 間	: 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (供用開始後13年)	法適(全部適用・一部適用) 非適用の区分	非適用 (平成32年4月 地方公営 企業法一部適用予定)
処理区域内人口密度	18.03 人/km ²	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1区(世田米処理区)		
処理場数	1箇所(世田米浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成27年に下水道事業計画を見直し、新たな下水道区域の拡張は行わず、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の整備を推進して行く方針。		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭使用料体系の 概要・考え方	基本使用料: 10m ³ まで: 1,800円 従量使用料: 10m ³ を超え 20m ³ まで: 1m ³ につき150円 20m ³ を超え 30m ³ まで: 1m ³ につき160円 30m ³ を超え 40m ³ まで: 1m ³ につき170円 40m ³ を超え 50m ³ まで: 1m ³ につき180円 50m ³ を超え100m ³ まで: 1m ³ につき190円 100m ³ を超えるもの: 1m ³ につき200円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当無し		
その他の使用料体系の 概要・考え方	【臨時用】 基本使用料: 10m ³ まで: 1,800円 従量使用料: 10m ³ を超えるもの: 1m ³ につき200円		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,465円 平成26年度 3,564円 平成27年度 3,564円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,973円 平成26年度 4,075円 平成27年度 4,103円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	上下水道係は平成28年度現在2人で、業務は簡易水道事業、下水道事業、浄化槽事業等に兼務して従事している。職員給与の予算措置については、簡易水道事業特別会計に1人、下水道事業特別会計に1人を置いている状況である。
事業運営組織	平成14年度に水道課と建設課（下水道係）を建設課（水道係、下水道係）に統合。 平成27年度に建設課水道係と下水道係を上下水道係に統合。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務委託業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保守管理業務、下水道汚泥処理委託業務、下水道汚泥運搬委託業務、一般廃棄物（し渣）処理業務委託、脱水汚泥溶出試験業務委託、放射性物質検査業務委託、水質検査業務を民間業者に委託している。
	イ 指定管理制度	平成28年度から平成32年度まで、現在の民間委託を行っているため、指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP/PFI	平成28年度から平成32年度まで、現在の民間委託を行っているため、PPP/PFIについては未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 ※別紙1のとおり

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付している。

<p>平成27年度に策定・公表した平成26年度決算「経営比較表」を添付している。</p> <p>この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。</p>
--

経営比較分析表

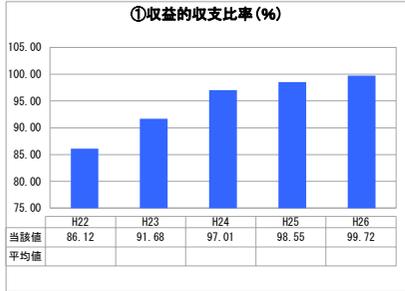
岩手県 住田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20 ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	32.35	93.10	3,465

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,037	334.84	18.03
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,931	0.91	2,121.98

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



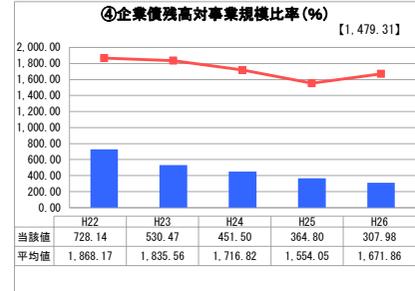
「単年度の収支」



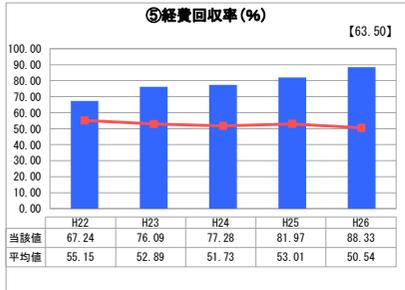
「累積欠損」



「支払能力」



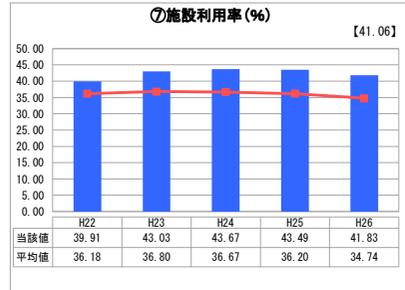
「債務残高」



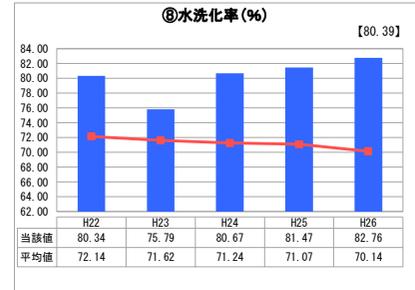
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

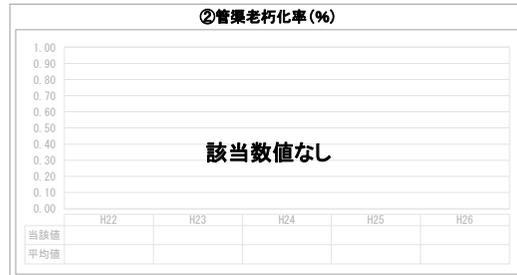


「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

①単年度の収支については、平成15年の供用開始から接続数が年々増えていること、大規模な維持修繕もまだかかっていないため、改善傾向となっている。

④債務残高については、汚水を自然流下で処理できる地形であることからポンプ等への投資分が少なく、類似団体と比較して低くなっている。

⑤料金水準の適切性については、施設の維持修繕にかかる経費がまだかかっていないことから、類似団体と比較して高くなっており、使用料収入により経費の9割近くを賄っている。

⑥費用の効率性については、地形的に汚水を自然流下で処理できることから、接続率が向上していることから、類似団体と比較しても汚水処理原価が低くなっており、適正に汚水処理を行っている。

⑦施設の効率性については、地形的に汚水を自然流下で処理できることから、類似団体と比較して高くなっており、施設を適正に利用している。

⑧使用料対象の捕捉については、接続率が向上していることから、類似団体と比較しても高くなっている。

2. 老朽化の状況について

供用開始が平成15年4月1日のため、施設更新の必要性が無く、類似団体と比較しても低くなっている。

今後は標準耐用年数の50年を経過する管路等を正確に把握し、施設の投資計画の検討を行う必要がある。

全体総括

今後は、料金水準等を検討した上で、財政計画を策定し計画的な経営改善を続けていく必要がある。また、法適用化による経営状況の明確化や、資産の正確な把握などにより、資産の更新計画をたてるなどの対応が必要となる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

平成15年の供用開始から約13年が経過した現在、下水道への接続数は事業開始以降年々増加傾向にある。しかし、今後は維持管理面において、老朽化して行く施設の長寿命化等を検討・実施して行かなければならない時期を迎えており、更には、高齢化や人口減少が益々進行することが考えられるため、料金水準等も検討した上で、財政計画を策定し計画的な経営改善を続けていく必要がある。

また、平成32年4月の公営企業会計適用に向け、独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かり易く提供できるよう準備を進めているところである。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図りつつ、包括的民間委託等についても今後検討して行く。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図る。また、収入確保のため使用料の収納率を向上させること共に、国庫補助金や企業債等についての的確に資金調達を行っていく。

使用料に係る検針・徴収・窓口業務に関して、民間委託により収納率向上及び滞納整理の強化を図っている自治体があることから、今後他自治体の事例等を参考にしながら、本町においても検討していく。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、下水道未接続者の解消に向け、広報等の周知により加入促進を行っていく。

○災害・危機管理対策

本町では、災害に対する事業継続計画（BCP）を策定していることから、災害が発生した場合は、事業継続計画に従い、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し町民に周知するとともに、応急対策等を実施していく。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙2のとおり

(法非適用企業)

投資・財政計画(特定環境保全公共下水道)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収 益 的 収 入	1	総収益	(A)	97,927	83,502	71,705	71,592	71,841	72,142	71,467	71,235	71,058	70,927	70,446	69,969	
	(1)	営業収益	(B)	31,646	33,199	32,999	32,834	32,670	32,344	32,021	31,701	31,384	31,071	30,761	30,454	
		ア	料金収入		31,593	33,115	32,949	32,784	32,620	32,294	31,971	31,651	31,334	31,021	30,711	30,404
		イ	受託工事収益	(C)												
		ウ	その他		53	84	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	(2)	営業外収益		66,281	50,303	38,706	38,758	39,171	39,798	39,446	39,534	39,674	39,856	39,685	39,515	
		ア	他会計繰入金		66,281	50,303	38,706	38,758	39,171	39,798	39,446	39,534	39,674	39,856	39,685	39,515
		イ	その他													
	2	総費用	(D)	37,815	37,002	48,286	41,623	49,852	45,651	35,530	35,044	34,513	33,966	33,401	32,824	
	(1)	営業費用		26,716	26,718	38,709	32,512	41,240	37,464	27,816	27,984	28,152	28,321	28,491	28,662	
		ア	職員給与費		8,386	7,106	7,177	7,249	7,321	7,394	7,468	7,543	7,618	7,694	7,771	7,849
			うち退職手当		913	643	649	655	662	669	676	683	690	697	704	711
		イ	その他		18,330	19,612	31,532	25,263	33,919	30,070	20,348	20,441	20,534	20,627	20,720	20,813
	(2)	営業外費用		11,099	10,284	9,577	9,111	8,612	8,187	7,714	7,060	6,361	5,645	4,910	4,162	
	ア	支払利息		11,099	10,284	9,577	9,111	8,612	8,187	7,714	7,060	6,361	5,645	4,910	4,162	
		うち一時借入金利息		10												
	イ	その他														
3	収支差引	(A)-(D)	(E)	60,112	46,500	23,419	29,969	21,989	26,491	35,937	36,191	36,545	36,961	37,045	37,145	
資 本 的 収 入	1	資本的収入	(F)	1,173	2,336	11,501	8,801	16,901	13,001	501	1,101	1,801	2,401	3,101	3,701	
	(1)	地方債				11,500	8,600	16,700	12,800							
		うち資本費平準化債														
	(2)	他会計補助金														
	(3)	他会計借入金														
	(4)	固定資産売却代金														
	(5)	国(都道府県)補助金														
	(6)	工事負担金		1,171	2,335		200	200	200							
	(7)	その他		2	1	1	1	1	1	501	1,101	1,801	2,401	3,101	3,701	
	2	資本的支出	(G)	60,388	43,663	32,370	36,796	37,438	38,859	36,370	37,268	38,282	39,362	40,097	40,845	
	(1)	建設改良費					3,500	3,000	3,000							
		うち職員給与費														
	(2)	地方債償還金	(H)	60,388	43,663	32,370	33,296	34,438	35,859	36,370	37,268	38,282	39,362	40,097	40,845	
	(3)	他会計長期借入金返還金														
(4)	他会計への繰出金															
(5)	その他															
3	収支差引	(F)-(G)	(I)	-59,215	-41,327	-20,869	-27,995	-20,537	-25,858	-35,869	-36,167	-36,481	-36,961	-36,996	-37,144	

(法非適用企業)

投資・財政計画(特定環境保全公共下水道)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	897	5,173	2,550	1,974	1,452	633	68	24	64	49	1
積立金	(K)	2	2,149	3,900	2,500	2,000	1,500	600	100				100
前年度からの繰越金	(L)	14	909	3,933	2,583	2,057	1,509	642	110	34	98	98	147
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	909	3,933	2,583	2,057	1,509	642	110	34	98	98	147
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実質収支	(R)	909	3,933	2,583	2,057	1,509	642	110	34	98	98	147	48
(P)-(Q)	(S)												
赤字比率($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	99.7	103.5	88.9	95.6	85.2	88.5	99.4	98.5	97.6	96.7	95.8	95.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)	31,646	33,199	32,999	32,834	32,670	32,344	32,021	31,701	31,384	31,071	30,454
地方財政法による 資金不足の比率	((T)/(U) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((V)/(X) × 100)												
他会計借入金残高	(Y)												
地方債残高	(Z)	553,764	510,101	489,232	464,536	446,798	423,739	387,369	350,101	311,819	272,457	232,360	191,515

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		66,281	50,303	38,706	38,758	39,171	39,798	39,446	39,534	39,674	39,856	39,685	39,515
	うち基準内繰入金	62,436	49,863	38,706	38,758	39,171	39,798	39,446	39,534	39,674	39,856	39,685	39,515
	うち基準外繰入金	3,845	440										
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計		66,281	50,303	38,706	38,758	39,171	39,798	39,446	39,534	39,674	39,856	39,685	39,515

(2) 投資・財政計画の策定にあたっての説明

① 投資・財政計画のうち投資についての説明

当町は、平成27年度の事業計画の変更をもって、下水道区域内の整備はほぼ概成していることから、今後は下水道区域内の整備済みの施設・設備の修繕が主となることから、今後長寿命化事業等の検討を行い施設の維持管理等を進めて行く予定である。

② 投資・財政計画のうち財源についての説明

当事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっている。
そのうち使用料については、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しているため、整備区域内の水洗化率の向上に努めることにより、減少率を抑えていきたいと考えている。
そのため、今後は、区域内の水洗化促進を優先課題と捉えつつ、平成32年4月に公営企業会計に移行するとともに、下水道使用料体系の見直しを検討する必要があると考えている。
また、一般会計繰入金については、平成27年度現在、国が示す繰出基準に基づく繰入となっているが、公営企業会計移行後は、新たに生じる減価償却費相当分に関する繰入金や基準外繰入についても、今後の使用料改定と併せて検討して行く必要がある。

③ 投資・財政計画のうち投資以外の経費について説明

現在、下水道接続者は増加傾向にあるが、大口業者等が減少し処理水量の増加が見込まれない状況であるため、下記の費用については、総額で平成28年度予算ベースから増減なしで一括算定している。

- ・民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）
- ・職員給与費に関する事項
- ・動力費に関する事項
- ・薬品費に関する事項
- ・委託費に関する事項

○修繕費に関する項目

平成15年の供用開始から約13年が経過し、修繕箇所が増えている状況から、平成28年度予算ベースから毎年100千円の修繕費の増を見込んで算出している。

○その他

料金収入の減少割合に応じ、消費税について同様の割合で算定している。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、広域化・共同化に関する検討事項はないものの、下水道区域外においては、費用対効果から新たな区域拡張は行わず、浄化槽の設置促進により水洗化を進めていく方針である。
投資の平準化に関する事項	収支計画のとおり地方債償還金の変動が大きく見込まれないことから、現在は資本費平準化債の借入等は想定していない。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成32年4月に公営企業会計に移行することにより、減価償却費及び一般会計繰入金と併せ、使用料体系の見直しを検討する必要がある。
資産活用による収入増加の取組みについて	下水道減債基金の残高及び運用益はわずかではあるが、確実な運用により基金残高の増加を図る。
その他の取組み	建設改良費に当っては、国の補助事業の活用や交付税措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	PPP/PFI などの民間的経営手法の導入については、事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えている。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度による。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト縮減に努める。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費節減に取り組んでいるが、包括的民間委託等によりコスト削減が可能か検討する。
修繕費に関する事項	事業開始から約13年経過しているが、今後は更に修繕費等が増加することが考えられることから、計画的に修繕を行っていく必要がある。また、維持管理面において、老朽化して行く施設の長寿命化等を検討・実施して行く必要がある。
委託費に関する事項	統合できる委託業務内容及び委託期間について検討し、経費の削減、効率化に努める。
その他の取組み	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取組む。また、平成32年4月の法適化に合わせ、利用者に対し、ホームページや広報誌等により下水道の財政状況についてわかりやすい情報公開に努める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証・更新等に関する事項	毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、また、最低でも5年ごとに見直し（ローリング）を行うことにより、PDCA サイクルにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。 また、平成32年4月の公営企業法の適用に向け準備を進めているところであるため、公営企業会計適用後には、適用後の会計に基づき経営戦略を改訂する予定である。
---------------------	--